

手話言語法ニュース

2023年 11月 22日 NO. 77

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL：03-3268-8847/FAX：03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局長 久松三二

普及啓発・広報グループ：中西久美子・河原雅浩・大杉豊・間船博・佐藤英治

条例・ネットワーク支援グループ：大竹浩司・久松三二・田門 浩・渡部芳博・橋本博行

ろう乳幼児等支援グループ：石橋大吾・山根昭治・河原雅浩（兼）・吉野幸代

↓解説動画↓



「今後の手話言語法に関する取り組み説明会」開催

2013年に鳥取県で最初に手話言語条例が制定されてから、今年でちょうど10年になります。この節目に合わせたかのように、今夏、全国での手話言語条例の制定数が500条例を突破しました。

このタイミングで、2023年9月19日（火）に東京・リフレッシュ氷川において、「今後の手話言語法に関する取り組み説明会」が開催され、全国から加盟団体の他、全通研や土協会等からも併せて110名が参加しました。

これは、法案を議員立法で国会に上程するための取り組みを受けて開かれたものです。



これまでの経緯を説明する石野理事長

写真：©日本聴力障害新聞

連盟三役より、手話言語法のこれまでの取り組み経過が報告され、今後の国会上程に向けて、連盟の試案を「障害児者のコミュニケーション推進に関する議員連盟」に示すことについて、理解を求めました。



石橋副理事長の説明を熱心に聞く参加者

写真：©日本聴力障害新聞

また、法案の中に、連盟が掲げた「5つの基本的な権利」（手話を獲得する・手話で学ぶ・手話を学ぶ・手話を使う・手話を守る）が包有されていることの大切さを説明し、きこえない子どもが手話言語を獲得していくためにも、「手話言語獲得のための法律を作り上げていくことの必要性を示しました。

説明の後、質疑応答を受け付けました。参加者からは、

「手話通訳者の「雇用」と「配置」の用語の使い分けについて」「ろう文化を条文中に含めることについて」「介護はどこに含まれるのか」「ろう者」という言葉の使い方について」「手話の日を設定することについて」「合理的配慮での通訳派遣と福祉分野での通訳派遣について」等、数多くの質問や意見を受け、活発に意見交換が交わされました。

こんなところに手話言語

NHKでは、10月8日から総合テレビ「NHKニュース」（全国：毎週日曜よる8時45分～/関東甲信越毎週日曜よる8時55分～）に手話通訳を付けて放送しています。総合テレビの生放送の定時番組で、全体を通して手話通訳を付けるのは初となるそうです。

ニュース画面のキャスターに向かって左側に手話通訳を合成して放送しています。

実際に放送を見たきこえない人からは「ニュースを見たら手話がついていてびっくりした。これからの発展に期待したい」「ワイドをもっと大きくしてほしい」等の感想が寄せられています。



障害者権利条約～国連勧告から手話言語法へ～

② 建設的対話

障害者権利条約では、批准した締約国政府（ここでは日本政府）に定期的な報告を義務付けています。その報告とともに、当事者団体等で作る非政府組織からの報告「パラレルレポート」も提出します。それらをもとに、国連の障害者権利委員会と締約国政府による「建設的対話」が行われ、障害者権利条約の理念に則った政策が推進されているかどうかの審査が行われます。前号に引き続き、中西久美子委員に解説していただきます。

2020年に行われるはずだった日本に対する初の「建設的対話」は、新型コロナウイルスの流行のために延期となりました。2019年のパラレルレポートには手話言語法が必要だということを盛り込みましたが、延期となった間、より良い勧告を引き出すためにパラレルレポート（第2弾）を作成し、障害者権利委員会に提出しました（2021年3月）。その中で、下記のように総括所見に反映されるよう、意見を述べました。

手話言語の認定

○委員会は、ろう者の基本的人権に関わる問題として、ろう者の「手話言語を獲得する」「手話言語で学ぶ」「手話言語を学ぶ」「手話言語を使う」「手話言語を守る」という権利（言語権）を法律で保護し、司法（裁判、選挙）、立法、行政、労働、医療、教育を含む、あらゆる分野で、手話言語が使える環境を整えられていないことと、コミュニケーションと情報が十分に保障されないことを懸念する。特に手話言語通訳者を養成し、あらゆる分野の機関で設置できる制度（法律）が不十分である。

●委員会は締約国に対し、司法、立法、行政、労働、医療、教育を含む、あらゆる分野での手話言語の利用の権利を保障する手話言語法を制定することを勧告する。また手話言語法を制定することによって手話言語の理解と普及の推進と、手話言語通訳者の養成と設置および派遣を可能にするよう勧告する。

建設的対話は2022年8月に2日間、スイスのジュネーブにある国連本部で、対面で行われました。

権利委員から日本政府に、手話言語について法律はありますかと質問をしていただくことができました。しかし、政府の回答は、施行したばかりの「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の中に盛り込まれているというものでした。「違う」と言いたかったのですが、私たちはそこでは発言することはできません。このやりとりでも分かるように、政府の回答には前向きな姿勢が見受けられず、非常に残念でした。

実際、他の市民団体からのヤジはすごかったようです。私はきこえないので分からないのですが、手話言語通訳者が全部通訳してくれました。「嘘つき」とか「真面目に答えろ」とか「反対のことを言うな」とか「私たちのことをどう思っているのか」というヤジが大声で飛んだそうです。すると、国連職員の方たちが「お静かに」とイエローカードを出すのです。

今回の「建設的対話」は、権利委員の方々が大変勉強されていて、熱心に質問もしてくれました。やはり、ロビー活動の効果が大きかったのではないかと思います。建設的対話の最後には、委員から「手話言語が公式言語として認知されていない」とコメントがあり、勧告に「手話言語法の制定」について盛り込んでいただけた感觸を

得ました。

そして2022年9月、権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました。

（中西久美子／手話言語法制定推進運動本部委員）

<国連「障害者権利条約」以降のできごと>

- 2006年 国連で「障害者権利条約」採択
「手話は言語である」と定義される
- 2007年 日本が条約に署名
- 2011年 改正障害者基本法 成立
日本における言語（手話を含む）を盛り込む
- 2013年 障害者差別解消法 成立
- 2014年 日本が条約を批准
- 2016年 日本政府が国連に報告を提出
- 2019年 JDFがパラレルレポートを提出
- 2019年 国連「障害者権利委員会」が日本政府に事前質問を提出
- 2021年 JDFがパラレルレポートを提出（第2弾）
- 2021年 国連「障害者権利委員会」からの質問に日本政府が回答
- 2022年 JDFがパラレルレポートを提出（第3弾）
- 2022年8月22日～23日
国連「障害者権利委員会」と日本政府が「建設的対話」
- 2022年9月 国連「障害者権利委員会」から改善勧告・総括所見が公表される



条例成立情報



条例が成立した自治体
が500を超えました！
(事務局把握分)

鹿児島県薩摩川内市

2022年3月25日「薩摩川内市手話言語等コミュニケーション手段の普及と利用の促進に関する条例」が成立しました。2022年4月1日施行です。

愛知県刈谷市

2023年6月27日「刈谷市手話言語条例」が成立しました。2023年6月28日施行です。



大分県由布市

2023年6月27日「由布市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が成立しました。2023年6月28日施行です。

青森県南部町

2023年9月6日「南部町手話言語条例」が成立しました。2023年9月23日施行です。



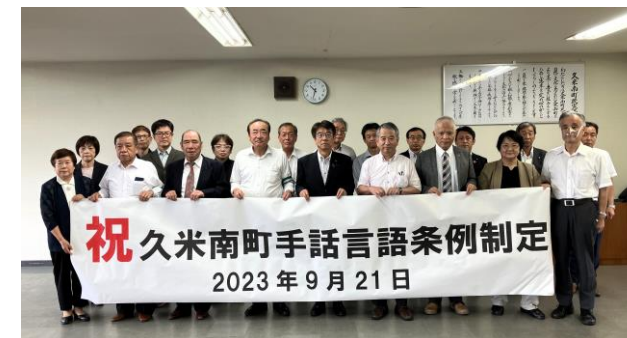
東京都国立市

2023年9月15日「国立市手話言語条例」が成立しました。2023年9月22日施行です。



岡山県久米南町

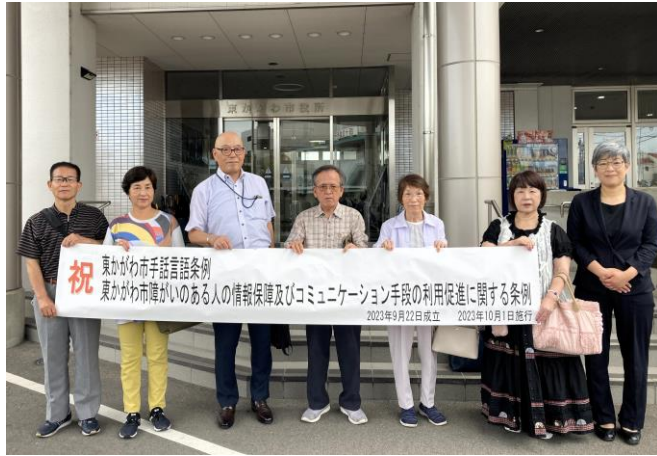
2023年9月21日「久米南町手話言語条例」が成立しました。同日施行です。



条例が制定されたら、
事務局まで情報をお寄せください！

香川県東かがわ市

2023年9月22日「東かがわ市手話言語条例」が成立しました。2023年10月1日施行です。



埼玉県宮代町

2023年9月28日「宮代町手話言語条例」が成立しました。2023年10月2日施行です。



和歌山県紀美野町

2023年9月27日「紀美野町手話言語条例」が成立しました。2023年9月29日施行です。



大阪府吹田市

2023年10月10日「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」が成立しました。2023年12月1日施行です。



こんな人いたら・・・ね!

No.9 當 芳枝

